

行政不服審査法改正と自治体の対応

総務省行政管理局行政手続室長

添 田 徹 郎

総務省行政管理局行政手続室長をしております添田と申します。こういう機会をいただきましてありがとうございます。内容については先ほど伊藤先生から話がありましたが、特に地方公共団体の皆さんに、どういった対応が今後必要になってくるのか、私どもで現時点で考えていることについても、お伝えできればと思います。

性質についてはもうお話がございました。現状としてどんな不服申立てが多いかということですが、国ですと、年金、健康保険などが非常に多くて、次は国税が多い。後は労災、また、難民認定について審査請求ができるということになっていまして、けっこうな数があります。地方ですと、情報公開の関係が一番数としては多く、次は免許の取消しなどの道路交通法関係、地方税、介護保険、生活保護など、国とまた違う分布となっているのがわかります。これで国と地方合わせて約5万件の申立てがあります。数え方が違いますので単純な比較はできませんけれども、行政事件訴訟で年間提起されているのが2千数百件ということですので、訴訟と比べると広く使われているというのはおわかりいただけるかと思います。

経緯については、先ほどもお話がありましたけれども、行審法が当初できたときは、行政手続に関する法律はほかになかったという状況だったのですが、平成5年になって、行手法によって事前手続が整備されたということがございました。それから司法制度改革の一環として行訴法が抜本的に見直されたというようなこともありました。こういうことを踏まえて、行審法についても時代に合わせた見直しが必要だということで、一度平成20年に法案を出しました。ただこのときは、国会で与野党がねじれていたりとか、当時年金問題が非常に騒がれておりまして、この法案の中に年金の関係の不服申立ての改正があったりもしたものですから、そういった関係もあったのかなと今になってみれば思いますけれども、国会で審議されずに廃案になってしまいました。ただし、民主党政権になった後も、この問題は大事だということで、総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長である行政救済制度検討チームで議論がなされました。平成23年度の暮れにはとりまとめがされて、その後、法制化作業に取り組んだのですけれども、法案が整う前に衆議院が解散になってまた政権が変わったということがありました。その後、これまでの検討も活かして法案を出そうということで、去年の6月に見直し方針というのをとりまとめ、これに基づいて3月に法案を出して、成立することができたということでございます。

次に、概要について、かいつまんで御説明します。

不服申立構造については、先ほども伊藤先生からお話がありました。処分庁に対する不服申立て

が異議申立て、処分庁以外に対する不服申立てが審査請求、というのが現行法の建付けですが、この異議申立てには、2つの種類が混じっていたわけです。一つは、上級行政庁がなくて処分庁にしか不服申立てができないような場合の異議申立てがあり、もう一つ審査請求の前段階の手続としての異議申立て、これは、例えば税務署長に対する異議申立てなどが一つの例ですけれども、その2つの異議申立てがあったわけです。今回の改正法では、非常に簡単に言えば、上級行政庁がない場合の異議申立てを審査請求にして、原則となる不服申立種類を審査請求に一元化したということです。

一方、先ほど申し上げた税務署に対する異議申立てのように、審査請求の前段階のものとして必要なものについては、再調査の請求という形で存続するというようにしています。ただ、異議申立てと審査請求について、現行では、両方ができる場合は異議申立てを経なければ審査請求をすることができないということになっていますが、改正法では再調査での請求ができる場合についても、再調査の請求をしないで、直接審査請求ができるということになります。例えば、通達がそもそもおかしいのではないか、といった不服申立てを考えますと、税務署は通達に従って処分をしているわけですから、税務署に通達がおかしいと不服申立てをしても、覆ることはなかなか期待しにくいだろうと思いますが、そういう場合には、再調査の請求をしないで直接審査請求をすることができるようになる、というところが変わってきます。

それから、審理手続については、ざっくり言えば、審査庁の中で審理員が審理をして、それを踏まえて裁決をする際に審査会に諮問するということになります。

実際の審理の中身で現行と変わる点としては、一つは弁明書について、現行では審査庁が弁明書の提出を「求めることができる」ということで、審査庁の裁量になっていたわけですけれども、改正法では審理員が指名された場合には弁明書について必ず提出を求めて、提出したらそれが審査請求人にも送付され、審査請求人や参加人が反論書や意見書という形で主張書面を提出したときには、それが処分庁など他の審理関係人にも送付されることになります。このように、主張のやりとりがそれぞれ他の審理関係人にも送付され、手続の透明性が向上することになります。

それから、現行では、口頭意見陳述は基本的には申し立てた審査請求人や参加人が自分の主張を述べる手続でありましたけれども、改正法では、効率的に充実した審議ができるようにすることで、全ての審理関係人を全員集めて行い、申立てをした審査請求人などが処分庁に質問することができるということにし、ある種弁論的な手続にするような形で改正がされています。

こうした審理手続が終わった後に、その結果を審理意見書としてとりまとめて、それを審査庁へ提出するという形で実際の審理が進むことになります。

また、更に変わる部分としては、現行では処分庁から提出された書類が閲覧できるということになっておりますが、改正法では、審理員に提出された資料全体を対象を拡充するということと、コピー、写しの交付も認めるという形にしております。これにより、審査請求人や参加人にとっても、

より主張がしやすい仕組みになるのではないかと考えております。

それから、裁決ですが、先ほど申し上げた行訴法の改正で、義務付けの訴えが創設されました。その中の申請型の義務付けに相当するものと思っただけであればいいのですが、現行の行審法ですと、申請拒否処分が違法であるとしてもそれを取り消すということにとどまり、その申請が認容されるかどうかは、裁決に従って処分庁が判断するところまで待たないといけないので、場合によっては違う理由で再度拒否するということもあり得たわけですが、改正法では、申請拒否処分を取り消す場合、あるいは不作為の場合について、裁決の際に処分庁に対してその申請に対して一定の処分を命ずるということが可能になります。不服申立ての場合ですと処分庁が審査庁である場合というのがありますので、その場合には申請に対する処分をするということになりますが、裁決の際に申請に対する応答の内容も確定させる手続を新たに設けているところが現行法と変わってきます。

そのほか、迅速性の確保という観点から、先ほどお話のあった標準処理期間のほか、例えば複雑な事件の場合に争点などを整理するための手続を37条で新たに設けたりしていますし、現行法では必ずしも明らかになっていなかったのですけれども、不適法なことが明らか場合には、審理手続をしないで却下ができるという規定を新たに置いています。それから、41条2項になりますが、例えば口頭意見陳述に正当な理由なく出頭しないといった場合には審理手続を終結することができるという規定を置いております。公正性が向上することにより、時間がかかりやすくなるということもありますので、こういった規定も盛り込んでいます。

また、透明性の向上という観点から、一つは、審理員の候補者名簿の作成を努力義務にして、作成した場合には公にしてくださいということにしています。それから、現行法では必ずしも明らかではなかったのですが、意見書や反論書などの主張書面が提出されたときは、他の審理関係人に送付するという手続を新たに置いていますし、先ほど伊藤先生からも御説明がありましたけれども、行政不服審査会の答申や審理員意見書を審理関係人に送付する手続も置いています。行政不服審査会に諮問されるときには、諮問の際に審理員意見書が送付されますし、諮問がされないときには裁決の時に審理員意見書が添付されるということになります。

それから、先ほども伊藤先生からもお話があったように、審理員意見書や行政不服審査会の答申は、法的には審査庁の判断を拘束するというものではありません。ただ、実際にそれと違う裁決をする、例えば行政不服審査会の答申で認容すべきだとなっていたのに、審査庁が棄却するというような場合では、なぜ答申と違うのかという理由を、裁決の理由の中で書くということになります。これは50条1項4号のかつこ書ですが、異なる理由も含めて理由を裁決書に記載しなさいということにしています。さらに、細かいところですが、84条と85条で情報提供の規定を追加しています。84条は、行手法の9条2項で申請しようとする者に対する情報提供の規定がありますけれども、不服申立ても、国民の具体的な権利の行使として行うということからすると、申請する場合と情報提供の必要性は変わらないだろうということで、行手法に倣った規定を加えたものです。また、

85条は、裁決の内容や処理状況について、それぞれの行政庁が自らの処理状況を公表するよう努めていただくという規定を加えたものです。

以上が、改正行審法の本体の内容でございまして、これに伴って関係法律もいろいろと改正しています。行審法と一緒に成立した整備法、正式に言いますと行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の中で、361法の法律を改正しています。

大まかな内容としては、まず、不服申立構造の見直しですが、個別法でそれぞれ誰に対して審査請求ができるのか、あるいは異議申立てができるのか、個別に規定を置いている場合がありますので、それらを整備法の中で整理をしています。例えば、異議申立てや審査請求のどちらかしかできないような場合には、改正後は審査請求になります。異議申立てと審査請求ができる場合については、先ほどの税務署に対する異議申立てのように申立てが大量の場合には、再調査の請求として残しています。一方、例えば市町村がした処分について市町村に異議申立てをした後に都道府県に審査請求をするといったように、判断の公平性の確保といった観点から、異議申立ての後に、上級行政庁ではないのですが都道府県や国に対して審査請求ができるというような仕組みをとっている場合が結構あります。こういうものについては、まず処分した行政庁に対する現行の異議申立てを審査請求としまして、都道府県や国に対する現行の審査請求を再審査請求にする改正をしています。

審査請求と再審査請求ができる場合というのがあります。例えば、法定受託事務について、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求することができるというのが地方自治法の255条の2にありますけれども、都道府県に対する審査請求の後に、国に対して再審査請求ができるという特例を置いている法律がけっこうあります。そういった仕組みについては、基本的には尊重する形にしています。

そのほかに、ちょっと細かくなりますけれども、現行法では、上級行政庁がある場合の審査庁は直近上級行政庁と、一段上の行政庁に審査請求するのが現行の建付けになっていますが、改正法は、4条に規定していますが、何段階あっても一番上の最上級行政庁に審査請求することになります。したがって、例えば、国で、本省があって、ブロック単位の機関があって、都道府県単位の機関があるとすると、都道府県単位の機関、例えば運輸支局とか地方法務局といったものかと思いますが、そういう機関がした処分については、現行法では、審査請求するのはまずブロック単位の機関、運輸支局であれば地方運輸局ということになりますけれども、それに加えて本省に対して再審査請求できるような場合があります。道路運送車両法などでそういう規定があるのですが、そういう場合については、改正法では大臣に審査請求することになりますので、こういった場合は再審査請求を設けない、というようなことをしています。これが構造の見直しです。

それから、不服申立前置の見直しというのは、不服申立制度の中身そのものではないのですが、不服申立てと訴訟との関係を合わせて見直したというものです。行訴法の原則は、不服申立てができる場合も訴訟ができる、自由に選べるということですが、個別法で特例を置くということ

が認められていて、個別法で不服申立てに対する決定を経た後でなければ取消しの訴えができないといった規定を置いている法律が100本くらいあるというのが現状で、特に処分が大量なものでは、2段階の不服申立てを経ないと訴訟ができないというものもあります。現行では、国税もそうですし、年金、社会保険や労災の関係などもこのような仕組みになっています。これについて、国民が直ちに出訴できないという枠をはめるということで、裁判を受ける権利を制限しているという批判もありました。この部分は、20年の法案の際は検討していなかったんですけども、先ほど申し上げた民主党政権下の行政救済制度検討チームでこの部分についてはかなり精力的に議論をされたという経緯がありました。今回、その成果も取り込む形で、不服申立てに一審代替性があるとか、大量の不服申立てがあるといった要件に該当するものを除いて廃止するということで全体を整理して、結果として、だいたい半分、47法律は全部廃止をして、すぐ訴訟ができるようにしました。例えば、建築基準法ですと、現行は建築審査会に対する審査請求をしないと訴訟ができませんが、直接訴訟をすることができるようになります。それから、年金や労災の関係も、給付の関係は引き続き前置が残りますが、徴収の関係については直接訴訟ができるよう見直しがされています。また、存置する場合も、2回の不服申立てをしないといけないものについては、1回の不服申立てを経れば訴訟ができるようにすることにしていまして、例えば、年金や労災については、社会保険審査官や労働保険審査官に審査請求をした後に、社会保険審査会や労働保険審査会、これは厚労省の本省に置かれている審査会ですが、そこに再審査請求をした後でなければ訴訟ができないというのが現行ですけれども、改正後は、1段目の社会保険審査官や労働保険審査官に対する審査請求を経れば訴訟ができるという見直しをしていますし、国税については、異議申立てに代えて再調査の請求にしましたが、先ほど申し上げたように、再調査の請求については、それをしないで直接審査請求することができますので、最初から訴訟に行きたい人は直接審査請求をして、それを経れば訴訟ができるということで、必ず2回の不服申立てを経ないといけないという仕組みはなくすという形で見直しをしています。

以上が不服申立制度の改正ということになりますが、これに合わせて行政手続法を改正しています。これは、不服申立ては処分が対象になっていますけれども、その外延で救済手段を充実させた方が良いのではないかという観点から、主に2つの手続を新たに規定しています。一つは、行政指導の中止等の求めというのが加わります。これは法令に基づく勧告をイメージしていただければいいと思いますが、法令違反の是正のための措置を講ずるよう勧告することができるという法律の規定に基づいて、行政指導がされる場合があります。こうした行政指導については、法律に基づいてされるということもありますし、その内容が例えば公表されたりしますと、例えば、社会的な信用を失うなど、実態としては大きな損害を受ける場合があるということで、そういった場合については、行政指導が要件に反しているとか、事実認定が事実無根だとか、そういった場合には中止を求める申出ができるようにするという仕組みを新たに設けています。

それから、処分等の求めという手続を加えました。これは、法令違反事実、例えば、近所の工場が基準に反して操業している、といった場合をイメージしていただければいいと思いますが、そういった場合に、その法令違反事実を知っている一般の人が行政庁に対して、あそこは法令に違反しているから是正命令を出してほしい、といった申出をすることができるようにするという仕組みを新たに設けています。これまで、陳情や苦情といった形で実態としてされていた部分になると思いますが、今回の手続では、申出を受けた行政機関は必要な調査を行う義務が課せられるという点で、これまで実態上されていた苦情などに比べ、より適切な対応が図られやすくなるのではないかと期待しているところです。

駆け足になってしまいましたが、以上が、改正の概要になります。

行政不服審査法については、公布の日から2年以内で政令で定める日に施行されることになっています。公布が6月13日ですので、平成28年の6月が施行の期限になります。ただ、国や自治体の実務を考えると、区切りがいい時期がいいのではないかとということで、現時点では4月1日に施行することを想定して、今準備を進めているところです。

現行の行政不服審査法は施行令がありませんが、改正法では、政令に委任している事項があります。例えば、現行では、審査請求書の細かい方式、審査請求書は正副2通出さなければいけないとか、押印しなければいけないといったことも法律で規定していますが、改正法では、そのような細部は政令に委任しています。こうした事項を定める施行令のほか、関係政令の改正も必要になりますので、現時点では100本前後になるのではないかと感じますが、それらの政令の整備をしなければいけないということですか、新たに設けられる審理員が、改正の趣旨に沿って、きちんと審理していただけるよう、マニュアルなどの検討も行っているところです。これらがきちんと固まるのは、おそらく来年度になるのではないかと現時点では思っています。

その後、予算の制約もありますけれども、研修を実施するほか、広報活動も行いますし、国でも行政不服審査会を設置することになりますので、その準備なども行っていきます。

地方公共団体では、一つは、第三者機関を設置することが求められます。この第三者機関については、自分の自治体で単独で置くという方法もありますし、規約に基づいて、機関の共同設置や事務の委託といった方法もあり得ると思っておりますけれども、いずれにしても第三者機関をどう置くかというのをそれぞれの自治体で御判断いただいて、必要な条例や規約の制定を、施行までにやっただけでいただくことになります。

行政手続法については、政令や新たな機関を設けるといったことがないので、法律上27年の4月から施行ということになっています。こちらについては、施行通知についてパブリックコメントを行うということもやまして、各省庁に対して昨日付けで施行通知を発出したところです。おそらく、各都道府県宛に、同じ総務省ですが、自治行政局から、それも参考にしてくださいと対応してくださいという趣旨の通知が近く発出されるというふう聞いております。その後、我々としても、

リソースは限られるのですけれども、周知広報に努めていくということと、各自治体から細かい内容についての御質問などもいただいていますので、そういったものにできるだけ丁寧に回答して、考え方をお示ししていくといったことにより、円滑な施行を図っていきたいと思っております。

自治体におかれては、行手法46条の努力義務規定がありますので、今回新たに追加される処分等の求めや行政指導の中止等の求めについても、その趣旨に則って、必要な措置を講ずるように努めなければならないこととなります。具体的にどういった措置をいつやるか、どういう方法でやるのかというのは、それぞれの自治体の御判断になりますけれども、典型的には、行政手続条例でこれらに相当する手続を設けるということであれば、その条例の改正が必要になります。これは必ずしも平成27年4月の行政手続法施行までに必ずしなければいけないというものではありませんけれども、もし準備が間に合うのであれば、同時期に整備していただけると、我々としてもありがたいと考えているところです。

大まかなスケジュールはこういうことでありますけれども、お付けしている工程表は、行審法の施行に向けた、各自治体の準備スケジュールとしては例えばこういうイメージが考えられるのではないかと思います。このとおりにやらなければいけないというものではありませんけれども、行審法の施行に向けて、4月に第三者機関を設置することを考えますと、例えば12月議会で、そうした条例の整備などを行うことが考えられるかと思っておりますので、いろいろ検討を進めていただきたいと考えております。

それから、第三者機関の設置以外にも、先ほど説明しましたように、例えば異議申立てがなくなるとか、そういった改正内容に応じて、条例の改正整備が必要になってくる場合もあるのではないかと思います。我々の方では、条例の全容をなかなか把握できないのですけれども、ざっと調べてみますと、例えば、税条例や情報公開条例などで「異議申立て」の用語を使っていれば、それを「審査請求」に改めるといったことですね、そういった規定整備が必要になってくるだろうと思いますし、退職手当の条例でも退職手当の差止について「異議申立て」の用語が使われていたりということもありますので、それぞれの自治体の条例に、合わせて改正しなければいけないものがあるのかどうか、確認していただく必要があるのではないかと考えております。

我々としてもできる範囲で、いろいろ情報は提供していきたいと思っております、来月には、都道府県、市区町村を対象に、東京に来ていただく形になりますけれども、説明会を開催する予定にしております。その中で、お示しできる情報はお示ししていきたいと思っております。その後も、政令やマニュアルなどは、先ほども申し上げたように、来年度になってしまうと思うんですけれども、それまでの間も、その段階でお示しできる情報は逐次お知らせするというような形で進めていきたいと考えております。非常にざっくりではありますけれども、私の方からは以上です。御清聴ありがとうございました。

行政不服審査法関連3法について

行政不服審査法（平成29年法律第68号）
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）
行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

平成26年11月
総務省行政管理局

行政不服審査法関連3法の概要

【概要】
○現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
○この間、国民意識の変化、行政手続法の制定（H5）や行政手続法訴訟法の改正（H16）等の関連法制度の整備
⇒公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即して抜本的な見直し

- <経緯>
 ・1962（昭和37）年 行政不服審査法の制定（H5）・施行（H9）
 ・1993（平成5）年 行政手続法の成立（裁判手続など「裁判手続の整備」）
 ・2004（平成16）年 行政事件訴訟法の改正（出頭期間の延長、義務付行政訴訟の充実）
 ・2007（平成19）年 行政不服審査制度検討委員会最終報告
 ・2008（平成20）年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年発表
 ・2011（平成23）年 行政不服審査制度検討子チーム取りまとめ（「他府大政上行政判断相当大臣が共同関係」）
 ・2013（平成25）年 行政不服審査制度の見直し方針（6月）（他府大政上）
 ・2014（平成26）年 行政不服審査法関連3法案（国会提出（H14）・成立（H16）・公布（H19））

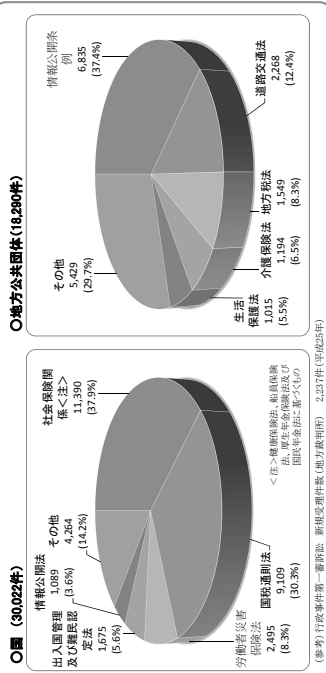
<改正法の概要>

- 不服申立構造の見直し（不服申立ての階層を原則として「審査請求」に一元化）
- 公正性の向上
 - ・審査員制度の導入（原処分に関与していない等の要件を満たす「審査員」が審査手続を主宰）
 - ・行政不服審査委員会への最終手続の新設（審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック）
 - ・審査請求人等の手続保障の拡充（口頭意見陳述における処分等への質問、提出書類等の謄写 など）
- 使いやすさの向上
 - ・審査請求期間を3か月に延長（現行：60日）
 - ・迅速性の確保等（簡便・簡理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など）
- 救済手段の充実・拡大
 - ・罰金等（H6）に併せて申請内容処分をとる措置の新設（※申請拒否処分や不作为が違法・不当である場合
 - ・「処分等の求め」「行政機関の中止等の求め」等の手続の新設（行政手続法）

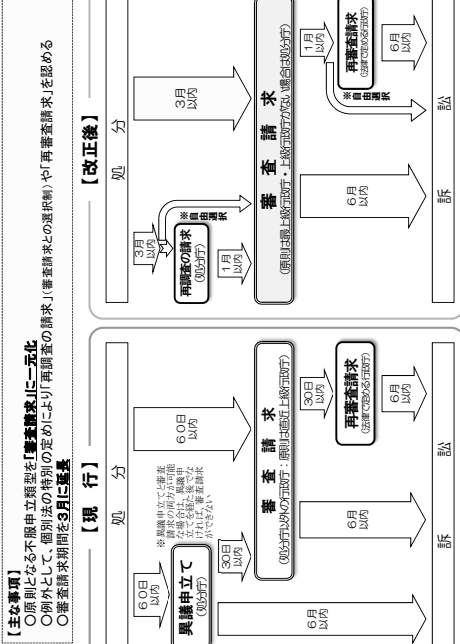
行政不服審査法とは

- 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（広義の「処分」）に関する不服申立て（行政上の不服申立て）についての二般法
- 個別法に特別の定めがある場合を除き、国・地方を問わず、行政庁の処分に関し幅広く適用
- 国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を促進することを目的とする
- 訴訟と比べ簡易迅速（手数料も不要、違法性のみならず不当性についても判断、などの特徴

<行政不服審査法に基づき不服申立ての状況：平成23年度>



不服申立構造の見直し



関係法律の整備（整備法）

改正行政不服審査法の施行に伴い、関連する361法條の規定を整備

- 【主な事項】
- 個別法に定める不服申立権限を、本法の改正内容に即して見直し
 - 不服申立前置を本格的に見直し
 - 本法と同等の手続保障を確保できるよう、個別法に定める不服申立手続整備（不服申立期間の延長等）

<不服申立前置の見直し>

- 「異議申立」or「審査請求」の功⇒「審査請求」
- 「異議申立」と「審査請求」が同一の場合
- 処分庁の上級行政庁がある場合の「異議申立」⇒申立ての次段階（交通等）は「再審査請求」として存置
- 処分庁に上級行政庁がない場合 ⇒「再審査請求」と「再審査請求」が同一として「審査請求」として存置
- 処分庁の上級行政庁に対する「再審査請求」⇒廃止
- それ以外の「再審査請求」⇒原則として存置

<不服申立手続の整備>

- 不服申立期間を2月（60日）とする個別法について、3月に延長
- ※ 不服申立期間を60日未満とする個別法についても、合理的理由がない場合は、3月に延長
- 処分庁についての不服申立のみを対象とする特別について、不作為も同じ扱いに
- ①公則による意見聴取、第三者聴取への延期等の特別、②指定法人等が行う処分についての審査請求の特別、③処分についての審査請求をすることができない旨の通知除外 など
- 審理、解決の公正性が確保される場合等に、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問を適用除外
- 指定法人等の処分等に係る審査請求について、申請認容処分を命ずる等の権限を審査庁（大臣等）に付与
- 公則による意見聴取について、口頭意見聴取と同等の手続水準を確保（処分庁等への質問書の郵送等）

行政手続法の改正

行政不服審査法の全面改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- 【主な事項】
- 法令違反行為の是正を求める行政指導の中止等を求める手続（行政指導の中止等の求め）を新設
 - 法令違反の是正のためにされるべき処分・行政指導を求める手続（処分等の求め）を新設
 - 行政指導をする際に計画的等に関する事項を示すときは、その指図等の明示を義務付け

<行政指導の中止等の求め>

- 【対象】
- 法令に違反する行為の是正を求める行政指導※
 - ※ 従前の規定が法律に定められているもの
- 【申出ができる者】
- 当該行政指導の相手方

<申出の要件・内容>

- 当該行政指導が違法に定める要件に適合しないと思料するときは、申出書を提出して、その中止等の措置を求めることができる
- 【行政機関の対応】
- 必要な調査を行う義務
 - 行政指導が要件に適合しない認めるときは、中止等の必要な措置を講じなければならぬ

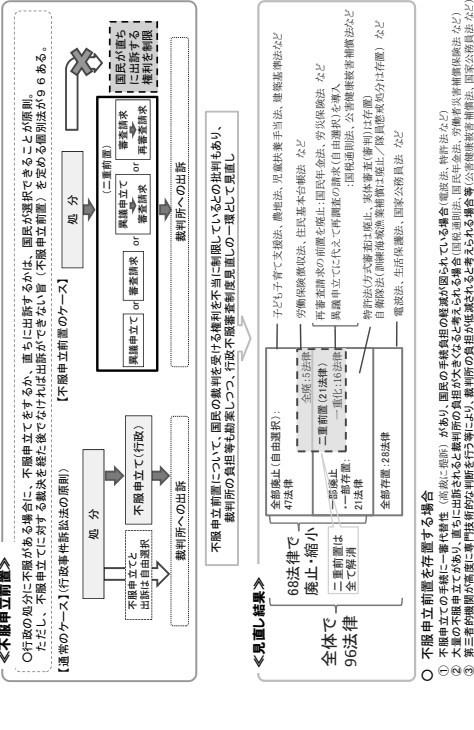
<処分等の求め>

- 【対象】
- 法令に違反する事実の是正のためにされる処分
 - 又は行政指導※（※従前の規定が法律に定められているもの）
- 【申出ができる者】
- 法令に違反する事実があれば、何人も可能

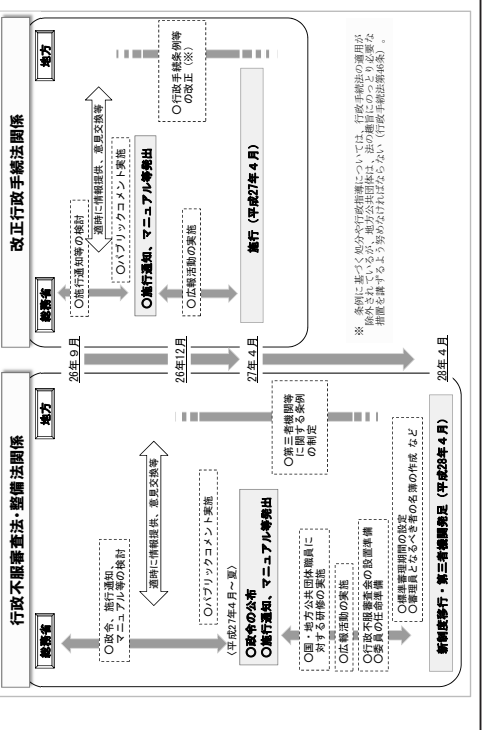
<申出の要件・内容>

- 法令違反等事実の是正のためにされるべき処分等がされたいと思料するときは、申出書を提出して、その処分等を求めることができる
- 【行政機関の対応】
- 必要な調査を行う義務
 - 申出書の提出に基づき必要がある認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ

（参考）不服申立前置の見直し



行政不服審査法関連3法の施行までのスケジュール



(参考) 改正行政不服審査法の施行に向けた工程表

地方公共団体等の準備の一例		総務省等の動向等
平成28年11月	改正行政不服審査法の内容把握、政令等の情報収集	情報提供 都道府県・市区町村説明会 第三者機関の取組の進め方検討
平成27年12月	団体内での不服申立て状況の確認	施行に向けた進捗状況確認(1)
平成27年1月	第三者機関設置について情報収集	都道府県・市区町村説明会 (第三者機関設置の進め方情報提供等)
3月	第三者機関設置方法検討	行政不服審査法施行等「ハコ」
4月	審理員による審理手続の整理等 第三者機関設置方針決定	(4月～5月)審理手続手帳公表 行政不服審査法施行準備会発足 行政不服審査法施行通知書(1)書写 審理員マニュアル等の公表
5月	第三者機関委員候補者選任検討	第三者機関設置等委員候補者選定開始
6月	第三者機関の事務局設置準備開始 行政不服審査条例(規則)検討 ・第三者機関の組織、運営、関係手続、口頭審査陳述等	行政不服審査委員会委員候補者選定開始
8月	第三者機関委員選任開始	各庁舎・団体向け研修開始
9月	第三者機関委員選任開始	施行に向けた進捗状況確認(3) 総務省行政不服審査法準備委員会選定 行政不服審査法運用要領、事務処理要領検討
12月	行政不服審査条例議会採決	行政不服審査委員会委員選任手続
平成28年1月	条例を踏まえた原則・要綱の整備	
3月	行政不服審査法の施行準備業務作成、審理員の手帳の整理等 ・審理員の手帳の整理等	
4月	行政不服審査法施行	行政不服審査条例施行

